

社会福祉法人 玄海町社会福祉協議会役員等の報酬に関する規程

(平成19年5月18日制定)

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人玄海町社会福祉協議会定款第17条第2項に規定する会長並びに副会長の報酬及び定款第16条に規定する理事、監事(以下「役員」という。)及び第5条に規定する評議員及び定款第6条第2項に規定する評議員選任・解任委員の報酬に関し必要な事項を定める。

(報酬の額)

第2条 会長の報酬は、月額 100,000 円とする。ただし、勤務実態に応じて支給するものとする。

(報酬の支給)

第3条 会長の報酬は、口座振替により職員の例による支給日に支給する。ただし、会長が月の途中でその職務に就き又はその職を離れたときの報酬は、その月分については日割り計算とする。

(役員等の報酬)

第4条 役員等が次の各号に掲げる業務等に従事した場合は、報酬を支払うことが出来る。

- (1) 理事会への出席
- (2) 業務監査への出席
- (3) 評議員会への出席
- (4) 評議員選任・解任委員会への出席
- (5) その他、本会の業務執行のための出務

2 報酬は、1日につき3,000円とする。

3 役員等のうち、玄海町の一般職にある者には支給しない。

(報酬等の支払い)

第5条 役員等の報酬は、その都度現金で支給する。ただし、法令に基づき 報酬から控除すべき金額がある場合には、支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 役員又は評議員が報酬の全部又は一部につき自己の貯金へ振り込みを申し出た場合は、その方法によって支払うことが出来る。

附 則

この規程は、平成19年6月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月22日より施行する。

附 則

この規程は、令和2年6月18日より施行する。